

議案第 17 号

城陽市公共下水道条例の一部改正について

城陽市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市公共下水道条例の一部を改正する条例

城陽市公共下水道条例（平成元年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（除害施設の設置等） 第10条 略 第11条 公共下水道が接続する流域下水道からの放流水の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除されるもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2 略 第12条 略	（除害施設の設置等） 第10条 略 第11条 公共下水道が接続する流域下水道からの放流水の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除されるもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2 略 第12条 略

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

提案理由

下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市公共下水道条例（平成元年城陽市条例第７号）について、所要の改正を行いたいので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１２条の１１第１項第２号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

下水道法（抜粋）

（除害施設の設置等）

第１２条の１１ 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(1) 略

(2) その水質（第１２条の２第２項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2

略